

# 八鹿総合体育館でのフットサルの利用許可条件

～ みんなが使う、大切に使う、長く使うためのルール ～

1. フットサル専用の室内専用ボール、室内専用シューズを必ず使用すること。
2. 室内専用ボールとは、フットサルボールで、屋外用ボールと共用していないこと。
3. 室内専用シューズとは、靴底が白色またはアメ色（黒色系以外の色）のもので、体育館でのみ使用するフットサルシューズであること。
4. フットサルの練習用具として持ち込むコーン、マーカー等も室内専用の用具を使用すること。
5. フットサルゴールと防球ネットの設置については、「八鹿総合体育館フットサルレイアウト図」のとおりとし、必ず守ること。
6. 故意に、壁にボールを当てないこと。  
バスケットボールゴール、2階のランニングデッキ、天井、大時計に向けて、故意にボールをけらないこと。
7. 万が一、壁や床その他施設を損傷させた場合は、必ず体育館事務所に報告すること。  
損傷等の修繕経費については、原則、利用者負担とする。
8. 本利用許可条件が守れていない場合は、利用を禁止することがある。

令和2年6月1日

管理課 養父市教育委員会

社会教育課生涯スポーツセンター TEL079-663-2021

八鹿総合体育館事務所 TEL079-662-3803